

令和7年度独立行政法人国立印刷局新規採用職員募集要項 (東京工場採用・大卒(障害者))

1 募集内容

- (1) 採用人員
若干名
- (2) 職種
技能職
- (3) 就業場所
東京工場の製造関係部門
(東京都北区西ヶ原2-3-15)
なお、採用機関以外の機関への異動もあり得る。
- (4) 仕事の内容
日本銀行券、官報、旅券(パスポート)、郵便切手等の製造及び情報サービスの提供に関わる業務
印刷機などの高速回転体のある機械の操作や、多色印刷の色管理(刷色の判定)等
※ 具体的な仕事内容は適性に応じて配慮しますので、ご相談ください。
- (5) 身分
国家公務員

2 採用年月日

令和7年4月1日

3 応募資格

- (1) 令和7年3月に大学を卒業見込みの者及び令和4年3月以降に大学を卒業した者並びに令和7年3月に高等専門学校専攻科を修了見込みの者(学士の学位取得見込みの者)及び令和4年3月以降に高等専門学校専攻科を修了(学士の学位取得)した者
- (2) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者
※ 以下の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であること。
イ 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)
ロ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
ハ 精神障害者保健福祉手帳
- (3) 以下に該当する者は応募できないため、あらかじめ了承願いたい。
イ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(ロ) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
(ハ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
ロ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

4 応募手続

- (1) 応募方法
応募書類を受付期間内に、書類提出先へ郵送する。
※ 応募に当たっては、以下(2)～(4)を参照すること。
- (2) 応募書類
イ エントリーシート(ホームページ採用情報掲載の入力用様式を使用し、写真を貼付すること。)
※ 写真は最近3か月以内に無帽、無背景で撮影したものを貼付すること。
※ 用紙はA4サイズで出力すること。
※ 業務遂行上必要な配慮等の確認のため、障害の状況や必要な配慮事項を可能な範囲で記入する

こと。

ロ 卒業（修了）見込証明書又は卒業証明書

ハ 学業成績証明書（大学院生の場合は学部の成績証明書も同封すること。）

※ 応募書類は返却しないので了承願いたい。当法人で責任を持って廃棄する。

(3) 書類受付期間

令和6年3月4日（月）～4月15日（月）16時（必着）

(4) 書類提出先

独立行政法人国立印刷局東京工場 総務部総務課人事チーム（採用担当）

〒114-0024 東京都北区西ヶ原2-3-15

電話03-5567-1103（直通）

5 選考方法

(1) 筆記試験

令和6年4月29日（月）～5月13日（月）の間に、当法人が指定する複数の会場の中から選択し、各自受験するテストセンター式で教養試験を実施する。

※ 試験通知等については、電子メールを使用する。

※ 選考においてはエントリーシートの内容を含める。

(2) 面接試験（東京工場で実施予定）

筆記試験通過者に対し、個別面接等を実施する。

(3) その他

筆記試験時に性格適性検査、面接試験時に職業適性検査及び色覚検査（従事する仕事内容に色管理等があるため。）を実施する。

6 給 与

独立行政法人国立印刷局職員給与規則により支給する（以下は令和5年度実績）。

(1) 初 任 給 209,700円程度（勤務地に応じて支給される地域手当を含む。）

※ その他経験等を考慮

(2) 昇 給 年1回

(3) 賞 与 年2回支給

(4) 諸 手 当 通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当等

7 就業時間

1日7時間45分（交替勤務もあり。）

8 休日及び休暇

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日。その他年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等の有給休暇）等

9 その他

応募の際に取得した個人情報等については、秘密を厳守するとともに採用業務及び採用が確定した場合における労務管理等の関連手続以外の目的には使用しない。